これまでの取扱い	

これまでの取扱い

- ①対象となる在留資格 在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格
- ①対象となる在留資格 在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格

新たな取扱い

- ②対象地域 全ての国・地域
- ③対象となる在留資格認定証明書 2019年10月1日以降,2021年1月29 日までに作成されたもの
- ④有効とみなす期間

入国制限措置が解除された日から6か月又は20 21年4月30日までのいずれか早い日まで

(注1) 入国制限措置が解除された日とは、滞在中の国・地域の「上陸拒否」及び「既に発給された査証の効力停止」のいずれも解除された日をいいます。

(注2) 入国制限措置解除日に係る国・地域については、出入国在留管理庁ホームページ (http://www.moj.go.jp/isa/content/930005848.pdf) で御案内しますので、御確認ください

⑤有効とみなす条件

在外公館での査証発給申請時,受入れ機関等が 「引き続き,在留資格認定証明書交付申請時の活動 内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した 文書を提出する場合

※ 別添の参考様式(別表1用,別表2用)を参照の上,作成願います。

- ②対象地域 全ての国・地域
- ③対象となる在留資格認定証明書 2019年10月1日以降に作成されたもの
- ④有効とみなす期間
- 作成日が2019年10月1日~12月31日
 - → 2021年4月30日まで(これまでの取扱いと同じ)
- 作成日が2020年1月1日~2021年1月30日
 - → 2021年7月31日まで
- ・ 作成日が2021年1月31日~
- → 作成日から「6か月間」有効
- ⑤有効とみなす条件

在外公館での査証発給申請時,受入れ機関等が 「引き続き,在留資格認定証明書交付申請時の活動 内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した 文書を提出する場合

※ 別添の参考様式(別表1用,別表2用)を参照の上,作成願います。